

（定義等）

第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。
- 一の二 「検査対象外軽自動車」とは、法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいう。
- 二 「型式認定原動機付自転車」とは、施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた原動機付自転車をいう。
- 三 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であつて、次号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。
- 四 「側車付二輪自動車」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪（以下「側車輪」という。）を備えた自動車
 - ロ またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車
- 五 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。
 - イ 4輪以上の自動車にあつては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線
 - ロ 前1輪の三輪自動車にあつては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線（前2輪の三輪自動車もこれに準ずる。）
 - ハ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（第4号ロに規定する側車付二輪自動車を除く。）にあつては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線
 - ニ 第4号ロに規定する側車付二輪自動車にあつては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線
 - ホ カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあつては、左右のカタピラ又は左右のそりの中心線から等距離にある直線
- 六 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又

は腐食をいう。

- 七 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、運転者1名が乗車した牽引自動車と上昇している車軸を強制的に下降させた状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。

- 八 「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。

- 九 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。

- 十 「可燃物」とは、次に掲げるものをいう。

イ 油紙類及び油布類。油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。

ロ 副蚕糸。副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。

ハ 油かす

ニ 可燃性固体類。可燃性固体類とは、固体で、次の（1）、（3）又は（4）のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるもので、次の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

（1） 引火点が40℃以上100℃未満のもの

（2） 引火点が70℃以上100℃未満のもの

（3） 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が8,000cal/g以上であるもの

（4） 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が8,000cal/g以上であるもので、融点が100℃未満のもの

ホ 可燃性液体類。可燃性液体類とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第7号の可燃性液体類をいう。

ヘ 綿花類。綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

ト 木毛

チ わら類。わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干草をいう。

リ 合成樹脂類。合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合

成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

ヌ マッチ

十一 「爆発性液体」とは、消防法（昭和23年法律第186号）別表第4類及び第6類の項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

十二 「型式指定自動車」とは、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。

十三 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第2項の核燃料物質及びそれによって汚染されたものをいう。

十四 「分配制動機能」とは、1個の操作装置によりすべての車輪を制動する機能であり、かつ、複数の部分的制動装置（制動装置を構成する部品を部分的に組み合わせた装置であり、かつ、操作装置又は伝達装置（操作装置と制動力を発生する部品とを機能的に連結する装置をいう。以下同じ。）からの入力により独立に制動することのできるものをいう。）から構成されており、1つの部分的制動装置で故障が発生したとしても他の部分的制動装置の作動を妨げない主制動装置の機能をいう。

十五 「連動制動機能」とは、前号の分配制動機能ではなく、かつ、次のいずれかに該当する機能をいう。

イ 二輪自動車、二輪の原動機付自転車、第4号イに掲げる側車付二輪自動車及び車輪の配置が非対称である三輪の原動機付自転車であって最高速度が50km/hを超えるものにあっては、1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動する主制動装置の機能

ロ 第4号ロに掲げる側車付二輪自動車、三輪自動車及び車輪の配置が対称である三輪の原動機付自転車にあっては、1個の操作装置によりすべての車輪を制動する主制動装置の機能

十六 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

十七 「運転者異常時対応システム」とは、運転者が体調の急変等により自動車を正常に運転することが困難な状態に陥った場合において、その状態を検知するとともに、これを報知し、かつ、当該自動車を緊急に停車させるために当該自動車を自動的に制御するシステムをいう。

2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第6改訂版補足第3改訂版
協定規則第11号	協定規則第11号第4改訂版補足第2改訂版
協定規則第12号	協定規則第12号第5改訂版
協定規則第13号	協定規則第13号第13改訂版補足第2改訂版
協定規則第13H号	協定規則第13H号改訂版補足第5改訂版
協定規則第14号	協定規則第14号第9改訂版補足第3改訂版
協定規則第16号	協定規則第16号第9改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版
協定規則第21号	協定規則第21号改訂版補足第4改訂版
協定規則第25号	協定規則第25号第4改訂版補足改訂版
協定規則第26号	協定規則第26号第4改訂版
協定規則第28号	協定規則第28号補足第6改訂版
協定規則第30号	協定規則第30号第2改訂版補足第26改訂版
協定規則第34号	協定規則第34号第4改訂版
協定規則第39号	協定規則第39号改訂版補足第2改訂版
協定規則第41号	協定規則第41号第5改訂版補足第3改訂版
協定規則第43号	協定規則第43号改訂版補足第11改訂版
協定規則第44号	協定規則第44号第4改訂版補足第18改訂版
協定規則第46号	協定規則第46号第6改訂版
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版
協定規則第51号	協定規則第51号第3改訂版補足第10改訂版
協定規則第53号	協定規則第53号第4改訂版補足改訂版
協定規則第54号	協定規則第54号補足第27改訂版
協定規則第58号	協定規則第58号第3改訂版補足第3改訂版
協定規則第60号	協定規則第60号補足第5改訂版
協定規則第62号	協定規則第62号改訂版
協定規則第64号	協定規則第64号第3改訂版補足改訂版
協定規則第66号	協定規則第66号第2改訂版
協定規則第75号	協定規則第75号補足第20改訂版
協定規則第78号	協定規則第78号第6改訂版補足改訂版
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第6改訂版
協定規則第80号	協定規則第80号第4改訂版
協定規則第85号	協定規則第85号補足第13改訂版
協定規則第94号	協定規則第94号第5改訂版

協定規則第95号	協定規則第95号第6改訂版
協定規則第98号	協定規則第98号第2改訂版補足第2改訂版
協定規則第100号	協定規則第100号第4改訂版
協定規則第110号	協定規則第110号第6改訂版
協定規則第112号	協定規則第112号第2改訂版補足改訂版
協定規則第117号	協定規則第117号第4改訂版補足第2改訂版
協定規則第121号	協定規則第121号改訂版補足第6改訂版
協定規則第125号	協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版
協定規則第127号	協定規則第127号第4改訂版補足改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版補足改訂版
協定規則第130号	協定規則第130号改訂版
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版補足改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版
協定規則第135号	協定規則第135号第2改訂版補足第2改訂版
協定規則第136号	協定規則第136号改訂版
協定規則第137号	協定規則第137号第3改訂版
協定規則第138号	協定規則第138号第2改訂版
協定規則第139号	協定規則第139号補足第2改訂版
協定規則第140号	協定規則第140号補足第6改訂版
協定規則第141号	協定規則第141号改訂版補足第2改訂版
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版補足改訂版
協定規則第144号	協定規則第144号改訂版補足改訂版
協定規則第145号	協定規則第145号改訂版
協定規則第146号	協定規則第146号初版
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第2改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第3改訂版
協定規則第150号	協定規則第150号改訂版補足第2改訂版
協定規則第151号	協定規則第151号補足第4改訂版
協定規則第152号	協定規則第152号第2改訂版補足第3改訂版
協定規則第153号	協定規則第153号補足第4改訂版
協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足改訂版
協定規則第155号	協定規則第155号補足第3改訂版
協定規則第156号	協定規則第156号初版
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第2改訂版
協定規則第158号	協定規則第158号補足第3改訂版

協定規則第159号	協定規則第159号補足第2改訂版
協定規則第160号	協定規則第160号第2改訂版
協定規則第161号	協定規則第161号補足第4改訂版
協定規則第162号	協定規則第162号補足第5改訂版
協定規則第163号	協定規則第163号補足第2改訂版
協定規則第165号	協定規則第165号初版
協定規則第166号	協定規則第166号初版
協定規則第167号	協定規則第167号補足改訂版
協定規則第168号	協定規則第168号初版
協定規則第169号	協定規則第169号初版
協定規則第170号	協定規則第170号初版
協定規則第171号	協定規則第171号初版